

令和6年度 事務事業評価シート（１）

〔 令和5年度事務事業 〕

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	ひとり親家庭等支援事業				事業番号	014-047	
担当部署名	子ども青少年	局	子ども青少年育成	部	子ども家庭・子どもの未来応援室	課	

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本 計画 2025	施策 との 関連	有・無	戦略	3.将来に希望が持てる子育て・教育 ～Children's future～		施策	(5) 厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実	
			有	取組の方向性		①ひとり親家庭などへの支援			
		寄与 する KPI	有・無	指標名	児童扶養手当受給者に占める全部支給の割合				
			有	現状値	59.5%(2019年度)		目標値	全国を下回る(2025年度)	
	堺市SDGs 未来都市 計画	施策 との 関連	有・無	ゴール	ゴール(1)貧困をなくそう		ターゲット	1.2	
			有	取組	ひとり親家庭の経済的安定に向けた支援				
		寄与 する KPI	有・無	指標名	児童扶養手当受給者に占める全部支給の割合				
			有	現状値	堺市：55.2%、全国：47.3%(2022年度)		目標値	全国を下回る(2025年)	

2	関連計画	堺市子ども・子育て総合プラン（「交通遺児手当」はなし）		
3	事業開始年度	昭和 45 年度	点検対象年度	令和 7 年度
4	実施根拠 （根拠法令、条例等）	母子及び父子並びに寡婦福祉法、堺市交通遺児手当基金条例、堺市交通遺児手当支給要綱、堺市養育費に関する公正証書等作成促進給付金支給要綱、堺市養育費の保証促進給付金支給要綱、堺市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱		

事業の概要

5	事業の実施主体（実施主体となる団体等）	本庁、各区、堺市母子家庭等就業・自立支援センター					
6	事業の対象（対象とする人や物、対象数）	①交通事故により父母等を失った遺児を養育する者 ②③④⑤⑥ひとり親家庭				対象数	単位
						—	—
7	事業の目的（事業実施によりめざす状態）	①交通事故により父母等を失った遺児を養育する者に交通遺児手当を支給することで、交通遺児の福祉の増進を図る。②母子家庭等の自立に必要な情報提供、相談支援や求職活動に関する支援を行うことを目的とする。③養育費の適切な履行確保を図り、子どもの重要な権利を保護することを目的とする。④ひとり親当事者で交流することで、自立に向けて意識や行動の変容につなげることを目的とする。⑤ファミリー・サポート・センターを利用した際の利用率の一部を給付することで、子育てと仕事の両立の不安を軽減することを目的とする。⑥新たに児童扶養手当を受給した方や転職に意欲のある方など、それぞれが抱える不安や困りごとに対応したセミナー等を開催することで、今後の自立への意欲を醸成することを目的とする。					
8	事業内容（目的を達成するための手段）	①交通事故により父又は母等を失った18歳未満又は18歳になって最初の3月31日をむかえるまでの児童を養育する者に対して、児童一人につき月額8,000円の交通遺児手当を年2回（4月と10月にそれぞれの前月分まで）支給する。 ②各区保健福祉総合センターに母子・父子自立支援員（会計年度任用職員）を1名ずつを配置し、母子家庭等の相談に応じ、子育て・生活支援施策、就業支援施策、養育費の確保、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談、償還指導等の総合的な自立支援を行う。 ③養育費の取決めから履行確保までを総合的に支援するため、ADRを利用して養育費に係る取決めを行った際のADRの申込料や公正証書等の作成費用、養育費保証契約を締結する場合の保証金の一部を給付する。 ④ひとり親家庭の母等がスピーカーとして経験を話し、参加者の就労や自立に向けての不安解消及び意欲形成を図る。 ⑤ファミリー・サポート・センターを利用したひとり親家庭に対し、利用料の一部を申請に基づき給付する。（上限あり） ⑥新たに児童扶養手当を受給した方や転職による収入増加をめざす方を対象に、当事者団体によるセミナー等を実施。					
	※スケジュール、実施方法・手段、事業規模・回数など						
	※国・府の基準より上回って実施した内容を具体的に記載						
9	主な支出先（委託・補助金・負担金等）	④一般財団法人 ひとり親支援協会					
10	公民連携・協働事業						

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

成果指標(目的の達成状況を測定)	単位		実績		目標	目標 点検対象年度
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
11 支給人数（養育費確保支援事業）	人	目標値	65	65	65	65
		実績値	24	41		
		達成率	37%	63%		
当該指標を選定した理由		令和2年度からの新規事業であり、国が推奨する離婚前後の家庭に対する支援施策であるため				
目標値の設定根拠・算出方法		予算積算時の支払予定者数				
活動指標(成果を上げるための手段)	単位		実績		目標	
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
12 相談件数（母子・父子自立支援員）	件	目標値	—	—	—	
		実績値	5,173	4,669		
		達成率	—	—		
当該指標を選定した理由		ひとり親の就業相談・自立支援の窓口であり、ひとり親世帯の支援に直結する指標であるため				
目標値の設定根拠・算出方法		母子及び父子等相談件数（相談件数の増加が目標ではないため、目標値は設定しない）				

令和6年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	ひとり親家庭等支援事業	事業番号	014-047
-------	-------------	------	---------

Ⅲ. 投入量

事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）

	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
		決算	決算	当初予算	決算	当初予算
	事業費（a）	26,489	24,830	27,957	27,305	33,609
13	財源内訳					
	国支出金	1,012	325	1,464	1,071	1,746
	府支出金		64	259	203	166
	市債			0		0
	その他（利子、寄付、繰入）	2,519	2,078	2,173	2,443	2,892
	受益者負担金(使用料、手数料等)			0		0
	一般財源	22,958	22,363	24,061	23,588	28,805
14	人件費（b）	1,640	1,640	1,620	1,620	1,620
15	年間経費(c)=(a)+(b)	28,129	26,470	29,577	28,925	35,229

事業費の内訳

（単位：千円）

	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		R5	R6				R5	R6		
16	事業費内訳	報償費	決算	2,736	230	ファミリー・サポート・センター利用料	決算		611	204
			予算	3,467	470	一部給付	予算		500	168
		消耗品費・印刷製本費・旅費	決算	188	94	交通遺児手当基金積立金	決算		107	0
			予算	674	337		予算		300	0
		通信運搬費	決算	120	60	その他（会計年度任用職員報酬等）	決算		22,458	22,458
			予算	21	10		予算		26,994	26,994
		委託料	決算	297	148		決算			
			予算	597	298		予算			
		養育費確保支援事業	決算	788	394		決算			
			予算	1,056	528		予算			

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

	区 分	単位	令和4年度	令和5年度
17	① 母子・父子自立支援員相談件数	件	5,173	4,669
	② 上記①にかかる年間経費	千円	26,470	28,925
	③ 単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	5,117	6,195
	備考（算出についての説明等）	母子・父子自立支援員の人件費		

Ⅴ. 評価

費用対効果に係る所見

18	・養育費確保支援事業を開始し、公正証書等債務名義を有する証書の作成を促進することで、ひとり親家庭が養育費を確実に受け取ることができ、子どもの貧困を未然に防ぐことに寄与するなど、高い効果が得られた。
----	--

KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）

19	本事業は、以下の通り、ひとり親家庭の経済的安定に向けた支援に寄与する取組を行っている。 ・区役所の母子・父子自立支援員による4,669件の就業相談・生活相談・自立支援等により、多数のひとり親に対しての支援を行った。 ・養育費確保支援事業による公正証書等の作成促進、ひとり親の父母のコミュニティ形成など、複数のひとり親支援施策を組み合わせることで、将来に向けたひとり親の経済的・精神的自立を促すことができた。
----	---

令和3年度からの実績等を踏まえた事業の必要性・有効性に係る所見（前年度の事務事業評価で点検対象年度を令和5年度とした事業のみ記載）

必要性	■ 高い □ 低い	本事業は、令和3年度から、様々な方法で、ひとり親家庭の経済的安定に向けた支援を行いKPIに寄与する取組を行ってきた。 区役所の母子・父子自立支援員への就業相談・生活相談・自立支援等の相談数は多く、本事業の必要性が高い。 特に、離婚前後のひとり親への支援として、養育費確保の取組は今後ますます必要かつ有効である。
有効性	■ 高い □ 低い	